

飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェック実施要領 (案)

1. 趣旨及び目的

本要領は、水道（水道法の規制を受けない水道を含む。）及び飲用井戸等から供給される飲料水におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物（以下「クリプトスポリジウム等」という。）の検査精度を確保するための、クロスチェックの実施を支援する手続き等について定めるものである。

なお、本要領においてクロスチェックとは、第三者がクリプトスポリジウム等の検査結果について、その顕微鏡標本及び顕微鏡写真がある場合にはその写真、あるいは遺伝子検査法用の核酸抽出試料および増幅産物（以下「標本等」という。）をもって行う確認のための検査をいう。

2. クロスチェック実施機関等の斡旋

- (1) 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、飲料水におけるクリプトスポリジウム等の検査結果のクロスチェックについて、管下又は近隣都道府県等におけるクロスチェックの実施を依頼できる検査機関の有無を考慮の上、厚生労働省健康局水道課（以下「厚生労働省水道課」という。）にクロスチェックを実施する機関又は専門家（以下「クロスチェック実施機関等」という。）の斡旋を依頼することができる。
- (2) この場合、都道府県等は、次の事項を明らかにすること。
 - ① クロスチェックを依頼する者（以下「依頼者」という。）の名称
 - ② クリプトスポリジウム等の検査を実施した機関の名称
 - ③ クリプトスポリジウム等の検査結果の概要
 - ④ 既にクロスチェックを実施した場合にはその結果
- (3) 厚生労働省水道課は、都道府県等からクロスチェック実施機関等の斡旋の依頼を受けた場合は、その状況を勘案し必要な場合にクロスチェック実施機関等を選定し、斡旋する。

3. クロスチェックの実施

- (1) 依頼者は、クロスチェック実施機関等の斡旋を受けた場合は、当該機関等の定めるところによりクロスチェックを依頼する。
- (2) 依頼者は、クロスチェックの対象となる標本等をクロスチェック実施機関等に搬入する場合は、現地検査の試験方法及び顕微鏡観察結果記入表等の検査結果がわかる資料を添付する。
- (3) 標本等の搬入は、原則としてその検査実施者があたることとし、当該者は、クロスチェック実施機関等が行うクロスチェックに立ち会い必要な説明を行う。

- (4) 顕微鏡標本については、遮光するとともに振動を避け、できる限り水平を保持したまま搬入する。遺伝子検査法用の核酸抽出試料等については、分解を避けるため、冷凍状態で搬入する。その他、顕微鏡標本の搬入に係る注意事項はクロスチェック実施機関等の指示に従うこと。
- (5) クロスチェック実施機関等は、速やかにクロスチェックの結果を依頼者に通知する。

4. クロスチェックに要する費用の負担

クロスチェックに要する費用は、依頼者の負担とする。

5. その他

依頼者は、クロスチェックの結果、クロスチェック実施機関等の判断に基づき再検査(応急対応のための検査において保存していた残りの濃縮物を用いて行う検査)又は追加検査(新たに飲料水を採取して行う検査)が必要と認められる場合には、クロスチェックに準じて当該クロスチェック実施機関等にこれを依頼することができる。

なお、クロスチェック実施に係るフローの例を別紙に示す。